

Disclosure & IR

Disclosure Watch

特集

- 公開会社法抜きの「株主との対話」とは？
- 監査法人のガバナンス・コードの確定・公表を受けて
- 適時開示におけるバスケット条項の適用
- 代替的業績指標とIASB 業績報告プロジェクト
- さまざまな問題に直面している IR 活動

金融商品取引法

- 日本版リストリクテッド・ストックに関する開示制度
- 上場会社による公平な情報開示に係る規制の整備
- 制度開示と任意開示の展望
- 訂正有価証券報告書の開示事例分析
- 決算短信から有価証券報告書への「経営方針」の移行について
- 四半期報告書の基礎（第8回）

会計・監査

- 現代の財務会計に対する社会的要請に関する調査研究
- 会計監査の視点から見た会計処理等の留意事項
- 日本企業のストック・オプションの特徴と自己新株予約権の処理
- リース会計の基本問題
- インドネシアにおける会計・監査の制度・基準の調査分析

- 税効果会計関係注記「税率差異」の分析
- 実効あるコーポレートガバナンスに向けた内部統制と三様監査

会社法

- 事前備置書類の不備と縦覧提供の懈怠によるリスク
- 個人情報保護法改正法（平成 29 年 5 月 30 日全面施行）の概要

IR

- 外国人投資家と日本企業のコーポレートガバナンス
- わが国の ESG 投資急拡大と求められる企業の ESG 情報開示
- カーボンライシングと企業会計上の課題
- 大手機関投資家として求められるスチュワードシップ責任とは

取引所

- 決算短信・四半期決算短信の見直しについて

コラム

- コラム・アメリカ会社法
- コラム・進化する経営
- Disclosure Column

Disclosure & IR 2017.5 Vol.1

Contents

Disclosure Watch

特集

公開会社法抜きの「株主との対話」とは？ 早稲田大学 教授 上村達男	1
監査法人のガバナンス・コードの確定・公表を受けて 青山学院大学大学院 教授 町田祥弘	8
適時開示におけるバスケット条項の適用 株式会社ディスクロージャー&IR総合研究所顧問 久保幸年	16
代替的業績指標とIASB業績報告プロジェクト みずほ証券市場情報戦略部上級研究員 熊谷五郎	23
さまざまな問題に直面しているIR活動 ～期待されるマルチディスポリナリーなファンクション～ ジェイ・ユーラス・アイアール(株) 岩田直子	32

金融商品取引法

日本版リストリクテッド・ストックに関する 開示制度の留意点 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士・公認会計士 中村慎二	42
上場会社による公平な情報開示に係る規制の整備 ～平成29年金商法の改正案における フェア・ディスクロージャー・ルールの導入～ 森・濱田松本法律事務所 弁護士 峯岸健太郎	48
制度開示と任意開示の展望 一経営方針とリスクの開示vol.2一 株式会社ディスクロージャー&IR総合研究所主任研究員 公認会計士 横井正文 株式会社ディスクロージャー&IR総合研究所主任研究員 公認会計士 高橋将光 株式会社ディスクロージャー&IR総合研究所 黒須悠子	54
訂正有価証券報告書の開示事例分析 株式会社ディスクロージャー&IR総合研究所上席参事 阿部宏己 株式会社ディスクロージャー&IR総合研究所課長代理 金井陵策	63
決算短信から有価証券報告書への 「経営方針」の移行について 株式会社ディスクロージャー&IR総合研究所主任研究員 齊藤正浩	92
四半期報告書の基礎 (第8回) 株式会社ディスクロージャー&IR総合研究所上席研究員 公認会計士 新保秀一	99

会計・監査

現代の財務会計に対する社会的要請に関する調査研究 早稲田大学商学学術院教授 辻山栄子 杏林大学大学院国際協力研究科博士後期課程 末原聡 獨協大学経済学部専任講師 山崎尚 早稲田大学商学学術院助教 羽根佳祐 九州産業大学経営学部専任講師 安珠希 早稲田大学大学院商学研究科博士後期課程 畢天維	106
会計監査の視点から見た会計処理等の留意事項 公認会計士 阿部光成	124
日本企業のストック・オプションの特徴と 自己新株予約権の処理 明治大学商学部 教授 名越洋子	131
リース会計の基本問題 一リース資本化論の歴史的変遷の考察一 横浜商科大学 石井明	142
インドネシアにおける会計・監査の制度・基準の調査分析 松山大学 松下真也 一橋大学 万代勝信 一橋大学 佐々木隆志	155
税効果会計関係注記「税率差異」の分析 株式会社スリー・シー・コンサルティング 高橋幹夫	174
実効あるコーポレートガバナンスに向けた 内部統制と三様監査 一近年の動向を踏まえて一 県立広島大学大学院経営管理研究科 教授 安達巧	182

会社法

事前備置書類の不備と縦覧提供の懈怠によるリスク 東京八丁堀法律事務所パートナー 弁護士 工藤洋治 株式会社ディスクロージャー&IR総合研究所客員研究員 小林史治	190
個人情報保護法改正法 (平成29年5月30日全面施行) の 概要 株式会社ディスクロージャー&IR総合研究所上席研究員 企業内弁護士 六川浩明	197

IR

外国人投資家と日本企業のコーポレートガバナンス ニッポン・ライフ・グローバル・インベスターズ・シンガポール 辻本臣哉	204
わが国のESG投資急拡大と求められる企業のESG情報開示 NPO法人日本サステナビリティ投資フォーラム (JSIF) 会長 荒井勝	211
カーボンプライシングと企業会計上の課題 青山学院大学大学院 准教授 牟禮恵美子	220
大手機関投資家として求められる スチュワードシップ責任とは 第一生命保険株式会社 責任投資推進室長 銭谷美幸	227

取引所

決算短信・四半期決算短信の見直しについて 事業創造大学院大学准教授 鈴木広樹	236
---	-----

コラム

コラム・アメリカ会社法 1株に与えられる議決権の数 —— 上場会社における“Dual-Class”の株式 —— 株式会社ディスクロージャー&IR総合研究所客員研究員 小林史治	240
コラム・進化する経営 株式会社日立システムズ 名誉相談役 原巖	245
Disclosure Column 有限責任 あずさ監査法人 マネジャー 公認会計士 山田桂子	250

個人情報保護法改正法 (平成29年5月30日全面施行)の概要

株式会社ディスクロージャー&IR総合研究所上席研究員 六川 浩明
宝印刷株式会社企業内弁護士
(首都大学東京 産業技術大学院大学講師)

第1 個人情報保護法の改正

1 法律、施行令、施行規則

平成27年に個人情報保護法が改正され、平成28年10月に個人情報保護法施行令、個人情報保護法施行規則が公布された。これらの全面施行日は平成29年5月30日である。

2 ガイドライン(個人情報保護委員会が策定しているもの)

個人情報保護委員会が、本稿執筆現在策定しているガイドラインは次のとおりである。

- (1) 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)
- (2) 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)
- (3) 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)
- (4) 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)
- (5) 個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について
- (6) 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A

3 ガイドライン(個人情報保護委員会と金融庁が策定しているもの)

個人情報保護委員会と金融庁が、本稿執筆現在共同で策定しているガイドラインは次のとおりである。

- (1) 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン

- (2) 金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針
- (3) 金融機関における個人情報保護に関するQ&A

4 ガイドライン(個人情報保護委員会と経済産業省が策定しているもの)

個人情報保護委員会と経済産業省が、本稿執筆現在共同で策定しているガイドラインは次のとおりである。

- (1) 信用分野における個人情報保護に関するガイドライン
金融分野における個人情報保護に関するガイドライン及び信用分野における個人情報保護に関するガイドラインにおいては、改正法で導入された要配慮個人情報という用語ではなく、機微情報(センシティブ情報)という用語が使用されているが、これは、改正法で導入された要配慮個人情報を最低限の保護とし、それより広い範囲のプライバシー情報を保護するために機微情報(センシティブ情報)という用語が使用されていることに留意すべきである。

5 ガイドライン(個人情報保護委員会と法務省が策定しているもの)

個人情報保護委員会と法務省が、本稿執筆現在共同で策定しているガイドラインは次のとおりである。

- (1) 債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン

6 ガイドライン(総務省)

総務省が、本稿執筆現在策定しているガイド

ラインは次のとおりである。

- (1) 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン
- (2) 発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン
- (3) 放送受信者等の個人情報保護に関する指針
- (4) 郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン
- (5) 信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン

7 厚生労働省(医療関連分野ガイダンス)

厚生労働省が、本稿執筆現在策定しているガイダンスは次のとおりである。

- (1) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
- (2) 健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
- (3) 国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
- (4) 国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス

8 個人情報保護委員会事務局レポート

匿名加工情報 「パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて」

9 事務局からの通知

オプトアウトによる第三者提供(法23条2項)をする場合、「オプトアウトによる第三者提供の届出」をすることになる。

第2 新しい定義概念1(個人識別符号)

個人情報保護法改正法(平成29年5月30日施行)では、まず「個人識別符号」という定義概念が新たに登場している。「個人識別符号」は、1号個人識別符号と2号個人識別符号に区分されているが、それらの内容は次のとおりである。

1 1号個人識別符号(法2条2項1号)

身体の一部の特徴(生体情報)をデジタル化した符号
DNA情報(施行令1条1号イ)

顔の特徴情報(施行令1条ロ)
虹彩の情報(施行令1条ハ)
声紋情報(施行令1条ニ)
歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行情報(施行令1条ホ)
手の指、てのひらに関する静脈配列情報(施行令1条ヘ)
指紋情報(施行令1条ト)

2 2号個人識別符号(法2条2項2号)

個人がサービスを利用したり商品を購入したりする際に割り当てられ、又は個人に発行される書類に付される符号
旅券番号(施行令1条2号)
基礎年金番号(施行令1条3号)
免許証番号(施行令1条4号)
住民票コード(施行令1条5号)
個人番号(マイナンバー)(施行令1条6号)
健康保険番号、介護保険番号、雇用保険番号、公務員共済番号、在留カード番号(施行令1条7号)
「その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号」(施行令1条8号)

3 クレジットカード番号や携帯電話番号が、「その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号」(施行令1条8号)に含まれるかが問題となるが、本日現在、個人情報保護法委員会規則では定められていない。

第3 新しい定義概念2(要配慮個人情報)

1 厳格な取り扱い

本人の同意がなければ当該本人の要配慮個人情報を取得できないことが定められており(個人情報保護法改正法17条2項)、また、オプトアウト手続によったとして要配慮個人情報を第三者提供できないこと(同法23条2項)が、それぞれ定められている。

なお、個人情報保護法に関する解説書には「オプトアウト」という難解な用語が登場することが多いが、これは、Cambridge英英辞典によれば、Opt-outとは、to choose not to be part

of an activity or to stop being involved in it やthe act of choosing not to be involved という意味であり、本人が、リストから自己の氏名等を抹消することを要請したり、登録からの抹消を要請することを意味している。そもそもオプトアウト手続は、大量のデータを提供しようとする事業者が本人から同意を得ることが負担であることから、データの流通を保護するために個人の権利利益侵害が生じないよう一定の要件の下、事前の同意取得を不要としているものである。要配慮個人情報については、事前の同意を取得すべき本人の利益にデータ流通のための便益が優先するところはないことから、これが認められていないものと考えられる¹。

2 定義

「要配慮個人情報」とは、次のものをいう。

- (1) 人種（国籍や肌の色は含まれない）
- (2) 信条（信仰等がこれに当たる。ある宗教に関する書籍を購入したという情報は、信仰を推知させる事実すぎないから、「信条」には該当しない。）
- (3) 社会的身分（単なる職業的地位は含まれない。）
- (4) 病歴
「病歴」に準ずるものとして次のものが定められている（施行令2条1号乃至3号）。
（ア）障害があること
（イ）健康診断結果、検査結果（遺伝子検査結果を含む）
（ウ）保健指導、診療・調剤情報
- (5) 犯罪の経歴
「犯罪の経歴」に準ずるものとして次のものが定められている（施行令2条4号 5号）
（ア）被疑者として捜索、逮捕、勾留された事実
（イ）少年事件における観護措置、保護処分等がされた事実
- (6) 犯罪により害を被った事実

第4 新しい定義概念3（匿名加工情報）

1 ビッグデータとして個人データを利用し活用することが経済活性化のために叫ばれているが、その一方で、個人データに含まれているプライバシーを保護することも重要である。B社が保有する個人データにAのプライバシーが含まれている場合、B社がAの個人データをC社に提供するときにプライバシー侵害の問題が発生することとなる。

そうだとすれば、B社からC社に提供しようとする個人データから、プライバシー性を減少させ又は取り去ることができれば、B社はその個人データをC社に対して、Aの承諾なく、提供する可能性が生まれてくる。それでは、B社が保有しているAの個人データから、Aのプライバシー性を減少させ又は取り去る加工の方法として、いかなる方法があるのだろうか？

この論点について、内閣官房の平成25年12月20日付「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」2頁において、「1 ビッグデータ時代におけるパーソナルデータ利活用に向けた見直し」という章において、「個人情報及びプライバシーの保護に配慮したパーソナルデータの利用・流通を促進するため、個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータに関し、個人情報及びプライバシーの保護への影響並びに本人同意原則に留意しつつ、第三者提供における本人の同意を要しない類型、当該類型に属するデータを取り扱う事業者（提供者及び受領者）が負うべき義務等について、所要の法的措置を講ずる。」としている。

2 匿名加工措置

総務省が平成21年に制定した「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」（平成23年3月28日改訂）、米国連邦取引委員会（FTC）が2013年3月に公表した報告書（Protecting Consumer Privacy in an Era of Rapid Change）、内閣官房IT総合戦略本部の「パーソナルデータに関する検討会」が平成25年12月に

公表した技術検討ワーキンググループ報告書等が参考になるが、最新の「個人情報保護法施行規則」19条各号（平成29年5月30日施行）によれば加工措置として次のものが定められている。

(1) 特定の個人を識別することができる記述等の削除等（同施行規則19条1号）

【想定される加工の事例】²

事例1) 氏名、住所、生年月日が含まれる個人情報を加工する場合に次の1から3までの措置を講ずる。

- 1) 氏名を削除する。
- 2) 住所を削除する。又は、〇〇県△△市に置き換える。
- 3) 生年月日を削除する。又は、日を削除し、生年月月に置き換える。

事例2) 会員ID、氏名、住所、電話番号が含まれる個人情報を加工する場合に次の1、2の措置を講ずる。

- 1) 会員ID、氏名、電話番号を削除する。
- 2) 住所を削除する。又は、〇〇県△△市に置き換える。

(2) 個人識別符号の削除等（同施行規則19条2号）

個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。加工対象となる個人情報が、個人識別符号を含む情報であるときは、当該個人識別符号単体で特定の個人を識別できるため、当該個人識別符号の全部を削除又は他の記述等へ置き換えて、特定の個人を識別できないようにしなければならない。なお、他の記述等に置き換える場合は、元の記述等を復元できる規則性を有しない方法による必要がある³。

(3) 情報を相互に連結する符号等（ID）の削除等（同施行規則19条3号）

個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結する符号（現に個人

情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。

【想定される加工の事例】⁴

事例1) サービス会員の情報について、氏名等の基本的な情報と購買履歴を分散管理し、それらを管理用IDを付すことにより連結している場合、その管理用IDを削除する。

事例2) 委託先へ個人情報の一部を提供する際に利用するために、管理用IDを付すことにより元の個人情報と提供用に作成した情報を連結している場合、当該管理用IDを仮IDに置き換える。

(4) 特異な記述等の削除等（同施行規則19条4号）

【想定される加工の事例】⁵

事例1) 症例数の極めて少ない病歴を削除する。

事例2) 年齢が116歳という情報を、90歳以上に置き換える。

(5) 個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置（同施行規則19条5号）

前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

【想定される加工の事例】⁶

事例1) 移動履歴を含む個人情報データベース等を加工の対象とする場合において、自宅や職場などの所在が推定できる位置情報（経度・緯度情報）が含まれており、特定の個人の識別又は元の個人情報

² 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）10頁

³ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）12頁

⁴ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）12頁

⁵ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）13頁

⁶ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）14頁

¹ 日置・板倉『個人情報保護法のしくみ』67頁（商事法務、平成29年4月）

報の復元につながるおそれがある場合に、推定につながり得る所定範囲の位置情報を削除する（項目削除／レコード削除／セル削除）。

事例2）ある小売店の購買履歴を含む個人情報データベース等を加工の対象とする場合において、当該小売店での購入者が極めて限定されている商品の購買履歴が含まれており、特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある場合に、具体的な商品情報（品番・色）を一般的な商品カテゴリーに置き換える（一般化）。

事例3）小学校の身体検査の情報を含む個人情報データベース等を加工の対象とする場合において、ある児童の身長が170cmという他の児童と比べて差異が大きい情報があり、特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある場合に、身長が150cm以上の情報について「150cm以上」という情報に置き換える（トップコーディング）。

3 匿名加工の方法

匿名加工の方法として、(1) 項目削除、レコード削除、セル削除、(2) 一般化、(3) トップコーディング、(4) ミクロアグリゲーション、(5) データ交換（スワップ）、(6) ノイズ付加、(7) 疑似データ作成などの加工手法が存在することが指摘されている（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」15頁）。

4 匿名加工情報

以上のような匿名加工措置を施して出来上がった情報が、匿名加工情報ということとなる。

匿名加工情報とは、「特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの」である（法2条9項）。

5 匿名加工情報作成者の義務

匿名加工情報を作成する者の義務は次のとおりである（法36条1項～3項、5項～6項）。

- (1) 適正な加工（個人情報保護委員会規則で定める加工基準）
- (2) 加工方法等、復元につながる情報の漏えい防止のための安全管理措置
- (3) 作成した匿名加工情報に含まれる項目の公表
- (4) 識別行為の禁止
- (5) 匿名加工情報に関する苦情処理、安全管理措置、これらの公表義務
- (6) 匿名加工情報を第三者に提供するには、上記(1)乃至(5)に加えて、個人情報保護委員会規則に従った提供する匿名加工情報に含まれる項目及び提供方法の公表と、第三者に提供する情報が匿名加工情報である旨を明示すること。

6 匿名加工情報を受領した者の義務

匿名加工情報受領者の義務は次のとおりである（法37条～39条）。

- (1) 匿名加工情報を第三者に提供するには、個人情報保護委員会規則に従った提供する匿名加工情報に含まれる項目及び提供方法の公表と、第三者に提供する情報が匿名加工情報である旨を明示すること。
- (2) 識別行為の禁止
- (3) 匿名加工情報に関する苦情処理、安全管理措置、これらの公表義務

7 統計情報について

あるコンビニエンスストアでの商品Aの購入者の年齢、男女別割合、地域別販売個数等の購買データ、ある鉄道駅でのある時間帯の利用人数等の利用データは、数量的に表される統計情報である。

これらは、匿名加工情報として想定する情報よりも、さらに個人との関係が希薄になっているから、そもそも、「個人に関する情報」（法2条1項）ではなく、純粋なマーケティング情報であるというべきであり、あえて匿名加工情報という必要もなく、個人情報保護法の適用対象外で

あるというべきである⁷。

8 人間の行動データの加工について

個人データの収集は様々な目的で行われる。純粋なビジネス目的の場合もあれば、広く公益に資する目的である場合もある。とくに東日本大震災後、震災が発生した場合の、市民の避難方法等や誘導方法等に関心が高まっている。

大勢の市民が出入りをする公共の場所、とくにターミナル駅での市民の避難や誘導のためには、そのターミナル駅での時間帯別の、市民の方々の歩行方向、速度、改札口での滞留時間、通行平均人数、バスやタクシーの稼働・停車台数等をあらかじめ算出しておけば、震災発生時においてそのターミナル駅の係員は市民の方々を適切に誘導し避難させることが可能になると思われる。そのためには、カメラ設置の利用目的並びにカメラ設置場所を広く事前に公表したうえで、そのターミナル駅を利用する市民の歩行や行動を、様々な角度から設置したカメラをもって記録しデータ化して把握しておく必要がある。

たしかにそれらのカメラに写された映像には、市民の顔や姿が撮影されるが、これらのカメラは、個々人の顔を撮影することが目的ではなく、市民の行動を把握することが目的なのであるから、カメラでは市民の顔をアップで撮影することはしないし、カメラに写された歩行者の姿画像を直ちに特徴量データに置き換え、その直後に歩行者の姿画像は破棄されることとなる。結果として作成されるデータは、分毎の歩行者の人数、速度、歩行方向、出現頻度等となる。

第5 安全管理措置

これまでの個人情報保護法では、5000件以上の個人情報を取り扱う事業者が適用対象とされてきたが、改正法（平成29年5月30日施行）では、5000件という要件が撤廃され、5000件未満の個人情報を有する中小企業であっても、個人情報取扱事業者として適用対象とされる。

第6 利用目的制限の緩和

これまでの個人情報保護法15条2項では、「個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。」と定められていたが、改正法では「相当の」という文言が削除され「個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。」（個人情報保護法改正法15条2項）と定められたことから、従前の利用目的と合理的関連性を有する利用目的のためであれば、本人の同意なく、利用目的を拡大できることとなる。

第7 トレーサビリティの確保

個人データを第三者に提供するにあたり、①提供しようとする者が個人情報取扱事業者である場合は、日時や提供先に関する記録の作成をし、これを保存することを義務付け（法25条）、②受領しようとする者が個人情報取扱事業者である場合は、日時や提供者に関する記録の作成をし、これを保存することを義務付けるほか、個人データを受領する者は、提供者による取得の経緯を確認し、その記録を作成・保存する義務を負う（法26条）。もっとも、個人データの第三者提供の例外として規定される委託や共同利用等の場合は、この義務の対象とならない。

第8 海外の動向

1. 海外での最近のプライバシー保護に関する法制度に関する主な展開として、OECDは、1980年に採択したOECDプライバシーガイドラインについての修正案を平成25年7月に採択し同年9月に公表した⁸。データ管理者として、プライバシーリスク評価に基づく適切な保護措置を実施すること等を含むプライバシーマネジメントプログラムの構築等について責任を有すること（第15条）等が新たに加わっている。

EUは、「1995年EUデータ保護指令」を「EU

⁷ 日置・板倉『個人情報保護法のしくみ』115頁（商事法務、平成29年4月）

⁸ OECDの平成25年改正ガイドラインの仮訳はJIPDEC（日本情報経済社会推進協会）のHPに掲載されている。

データ規則⁹』として制定しようとしてきたが、2016年4月14日、欧州議会本会議で、「個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転に関する欧州議会及び欧州理事会規則」が可決された。この規則には、「プロファイリング」などの定義条項(4条)、「消去の権利(忘れられる権利)(17条)」、「データ保護バイデザイン及びデータ保護バイデフォルト」(25条)、「EU法によって認められない移転又は開示」(48条)等が定められている。

一方、米国政府は、これまでの複数の個別のプライバシー保護に関する連邦法では保護の対象とされてこなかったネット空間での消費者のプライバシー保護について、平成24年2月に消費者データプライバシー保護法案の骨子(Consumer Data Privacy in a Networked World)を連邦議会に提示したが¹⁰、2017年3月、トランプ政権は、オバマ政権時代に策定されたインターネット上での消費者保護規則等を廃止したと報道された。

もっとも、米国の各州政府及び議会は、ネット空間でのプライバシー保護に多大な関心を有しているせいも、少なからずの州法において2012年及び2013年に、重要な州法改正案が審議されており、州法改正や新州法が制定されるに至っていることがある¹¹。例えば、コネチカット州法及びデラウェア州法では管理職が従業員の電子メールの送受信内容をモニタリングする際は当該従業員に対する事前の通知を必要とするようになった。多くの州法改正案では、現在の従業員に対し、又は新規従業員との雇用契約時に、ソーシャルネットワークのアカウントに使用しているユーザーネームやパスワードを提出させることを

禁止している。17州の州法では、公的機関がウェブサイト構築の際にプライバシーポリシーを定めることが義務付けられることとなった。カリフォルニア州法では青少年が購入することを禁止されている物やサービスについては、青少年に対してネットを通じて広告やマーケティング活動することを禁止する。モンタナ州法では、全米で初めて、警察が被疑者の居所を追跡するために当該被疑者の携帯電話記録を利用するには捜索令状を取得することが要求されるようになった。

EUによるルール制定は包括的であり世界の関心を集めているが、執行力が弱いと評価されており、一方、米国のプライバシー保護規制は個別の立法によっており、EUのような包括的なものでないが、FTCによる執行力が強いと認識されている。米国のプライバシー保護規制の立案に関わる識者は、個人データ規制の取得と利用のうち、今後は、いかに不適切な利用を防ぐべきであるかに重点を置くべきであると述べている¹²。

2. クラウドサービスを提供している事業者が外国法人である場合、サーバが海外に設置されることが少なくない。その場合、当該サーバが米国愛国者法(2002年)に基づく捜査の対象となった場合には停止を余儀なくされる可能性があり¹³、また、EUデータ保護指令25条に定める十分な保護レベルの第三国への移転条項¹⁴にも留意しなければならず、さらに、外為法23条3項に基づき特定技術を内容とする情報の送受信をする場合には経済産業大臣の許可を受ける義務がある¹⁵。

⁹ 加盟国は指令(directive)を国内法化する義務を負っているが、一方、規則(regulation)が発効すると自動的に国内法となり批准のような国内措置を必要としない。中西優美子『EU法』115頁(新世社、2012年)

¹⁰ The New York Times2013年3月30日Technology面、The New York Times2013年10月30日Technology面。

¹¹ The New York Times2013年10月30日Technology面。インターネットプライバシーを保護するための各州法の動向については、National Conference of State LegislaturesのHP(<http://www.ncsl.org/aboutus.aspx>)のなかのState Laws Related to Internet Privacyの画面を参照。

¹² 日本経済新聞平成26年1月6日朝刊19面

¹³ 岡本篤尚『9・11の衝撃とアメリカの対テロ戦争法制』107頁以下(法律文化社、2009年)

¹⁴ 堀部政男『プライバシー・個人情報保護の国際的整合性』52-59頁(堀部政男編著『プライバシー・個人情報保護の新課題』(商事法務、平成22年4月)所収)

¹⁵ 経済産業省「クラウドコンピューティングと日本の競争力に関する研究会 報告書」32頁(平成22年8月16日)

¹⁶ 消費者庁の「個人情報の保護」というHPに、諸外国等における個人情報保護制度の監督機関に関する検討委員会報告書が掲載されている。筆者は、そのうち、平成22年度の報告書の執筆に参加した。

http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/index_en3.html